

令和6年度手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金 事業概要

1 補助対象園

私学助成園（施設型給付園、認定こども園等については市町村において補助を行います。）

2 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（事前着手届の提出による事前着手可能）

※ 上記の期間内に、注文、納品、支払いまで完了したもののみ補助対象となります。

3 交付要件（※必ずしも「4 補助対象経費」と関係するものである必要はありません。）

本補助金は、補助を受ける幼稚園において、次に掲げる取組みのいずれかを既に実施している、若しくは本年度中の実施を予定していることが交付要件となります。（交付要件を満たさない場合、本補助金を申請することはできませんのでご注意ください。）

（1）紙おむつ利用の定額サービス（以下「おむつのサブスク」という。）の導入

（2）紙おむつを除く乳幼児全員の衛生用品一式の用意及び洗濯

（3）乳幼児全員分の着替え、またはスモックの用意及び洗濯

（4）布団（お昼寝用コット）カバー、またはタオルケット等の用意及び洗濯

（5）連絡帳のスマホアプリ等への移行

（連絡帳の中でスマホアプリ等への移行が必要な項目としては、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員の双方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有すること）

（6）その他、保護者や保育士等の負担軽減に資する取組で、継続的に費用が発生する物品等を用意

※ 上記（6）について、（1）～（5）以外の事業で、負担軽減に資すること及び継続的に費用が発生することのどちらも満たしている必要があります。

園独自の取組みが交付要件を満たしているかについてはお問い合わせください。（回答に時間を要する場合があります。）

4 補助対象経費（※必ずしも「3 交付要件」と関係するものである必要はありません。）

○補助対象物品の購入費用等

※ 補助対象経費についても保護者や保育士等の負担軽減に資するものである必要があります。

補助対象経費	補助率	補助上限額
1. 「おむつのサブスク」実施に伴う、新品のおむつ保管用の保管庫・ロッカーの購入費	10 / 10	99万円
2. お昼寝用コット・お昼寝用布団の購入費		
3. 折りたたみヘルメットの購入費		
4. 大型炊飯器の購入費		
5. 自転車置き場の雨よけ屋根の設置費		

※ 必ず裏面もご確認ください。

○本補助金の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る費用

補助対象経費	補助金額
本補助金の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る費用	8万円

※ 本補助金の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る費用に対する補助は、定額（一律8万円）となります。

5 スケジュール

令和6年10月2日（水）交付申請書等提出〆切【必着】

令和6年11月中旬 審査完了

令和6年11月下旬 交付決定及び実績報告書提出依頼予定

6 留意事項

- (1) 各施設（園）につき1回のみ応募可能です。（令和6年度に補助金の交付決定を受けた園は、令和7年度以降の事業募集に応募できません。）
- (2) 予算に限りがあるため、本調査に回答いただいた場合であっても、補助金額が減額となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 本補助事業に係る経費については、原則として2者以上の見積り合わせが必要となりますので、ご注意ください。（事前着手を行う場合であっても提出が必要です。）
- (4) その他留意事項については、別添2の「手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金に関するFAQ（私学助成園）」も併せてご確認ください。